

役員報酬規程

平成23年4月

一般財団法人工業所有権電子情報化センター

(総 則)

第1条 一般財団法人工業所有権電子情報化センター（以下「本財団」という。）の役員の報酬は、本財団定款第31条の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(役員 の 定義)

第2条 この規程に定める役員とは、本財団定款第31条ただし書きに定めるところの常勤役員をいう。

(報酬 の 支給)

第3条 役員の報酬は、本財団の予算の範囲内において支給することができる。

- 2 役員には、職員給与規程[I]第2条に定める諸手当は支給しない。
- 3 報酬は、年俸とする。
- 4 報酬の額は、会長が別に定める。

(報酬 の 支払)

第4条 報酬の支払は分割とし、支払日は職員給与規程[I]第3条第1項を準用する。

- 2 前項による分割のほか分割を希望する場合には、職員給与規程[I]第13条第2項を準用する範囲内において認める。

(実施細則)

第5条 この規程の実施に必要な細則については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成2年10月19日に施行し、平成2年9月28日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。